

地方税法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 間接外国税額控除制度について、所要の経過措置を講じた上、廃止すること。（第九条の七、第四十八条の十三関係）

2 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の還付の特例制度について、仮装経理法人税割額の還付請求ができることとなる会社更生等に準ずる事実について定めるほか、還付の際の未納に係る地方団体の徴収金への充当等について所要の規定の整備を行うこと。（第九条の八の二から第九条の九、第四十八条の十四から第四十八条の十四の七関係）

3 平成二十一年度において賦課決定をされた個人の道府県民税に係る徴収取扱費の算定において納税義務者の数を乗ずる金額を三千三百円とする特例を設けること。（附則第五条の三関係）

4 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定保有株式の譲渡損失の金額とみなされる金額の計算方法等を定めること。（附則第十八条の二関係）

二 事業税

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額の還付の特例制度について、仮装経理事業税額の還付請求ができることとなる会社更生等に準ずる事実について定めるほか、還付の際の未納に係る地方団体の徴収金への充当等について所要の規定の整備を行うこと。（第二十四条の二から第二十四条の二の七関係）

三 不動産取得税

1 医療関係者の養成所において教育の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる者に社会医療法人を追加すること。（第三十六条の五関係）

2 社会福祉法人等が取得する社会福祉事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産に乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業の用に供する不動産を追加すること。（第三十六条の十関係）

3 社会医療法人が取得する医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定めること。（第三十七条の二の三関係）

4 農業経営基盤強化促進法に規定する農地所有者代理事業により取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置について、交換によって失った土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合における価格の決定日を当該土地が失われた日とすること。（附則第七条関係）

5 生前一括贈与により取得する農地等に係る徴収猶予措置について、租税特別措置法第七十条の四第二十一項の規定の適用を受ける受贈者が都道府県知事に継続届出書を提出する場合の記載事項を定める等所要の措置を講ずること。（附則第十条関係）

四 自動車取得税

自動車取得税を目的税から道府県の普通税とすること。（第二章第七節関係）

五 軽油引取税

1 軽油引取税を目的税から道府県の普通税とすること。（第二章第七節の二関係）

2 免税軽油使用者証の有効期間を、免税軽油使用者証を交付した日から三年を超えない範囲内において定めることとする。（第四十三条の十五関係）

六 固定資産税及び都市計画税

- 1 住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象から除外する市街化区域農地の細目を定める等所要の措置を講ずること。（附則第十四条の七、第十五条関係）
- 2 医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる者に社会医療法人を追加すること。（第四十九条の十関係）
- 3 社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象資産の範囲に乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産を追加すること。（第四十九条の十五関係）
- 4 社会医療法人が医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる資産の細目を定めること。（第五十条の三の二関係）
- 5 倉庫業者又は港湾運送事業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等又は上屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる地域に鉄道の貨物駅

の周辺の地域を追加すること。（附則第十一条関係）

6 一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により新設した一定の高度テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲から搬送設備を除外すること。（附則第十一条関係）

7 電気自動車に充電するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる充電設備の取得価額の要件を三百万円以上（現行二千万円以上）とすること。（附則第十一条関係）

8 鉄道事業者等が設置した集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲から既に事業の用に供されていた設備を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなった設備に代えて当該事業の用に供される設備を除外すること。（附則第十一条関係）

9 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の範囲に一定の政府の補助を受けた貸家住宅を追加すること。（附則第十二条関係）

七 事業所税

社会福祉事業の用に供する施設に対する非課税措置について、その対象に乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業の用に供する施設を追加すること。（第五十六条の二十六の五関係）

八 国民健康保険税

介護納付金課税額に係る課税限度額を十万円（現行九万円）に引き上げること。（第五十六条の八の二関係）

第二 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令に関する事項

平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間の上場株式等の配当所得に対する税率を三％軽減税率（道府県民税一・二％、市町村民税一・八％）とすることに伴う所要の規定の整備等を行うこと。（附則第三条、第七条関係）

第三 地方道路譲与税法施行令に関する事項

地方道路譲与税法施行令の名称を地方揮発油譲与税法施行令に改めること。

第四 地方法人特別税等に関する暫定特別措置法施行令に関する事項

地方法人特別税の中間申告納付額の還付等について所要の規定の整備を行うこと。（第五条、附則第二
条関係）

第五 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の一の4の改正は平成二十二年一月一日から、第一の三の4及び5の改正は農地法等の一部
を改正する法律の施行の日から、その他の改正は平成二十一年四月一日から施行すること。